

予約システム 楽マチ加盟店約款

■ 本規約は、合同会社スモールメディア（以下「当社」という）が運営する予約システム（以下「本システム」という）の利用の申し込みをした者が、当社より利用の承諾を得て予約システム 楽マチの利用店（以下「加盟店」という）となり、本システムのサービスを利用するについての規則（以下「本約款」という）を定めるものとします。

第1条（名称）

1. 本システムは、「予約システム 楽マチ」と称し、以下の各号に定める各種サービス及びこれに付随するサービスを含みます。
 - （1）基本プラン
 - （2）オプションサービス
2. 「基本サービス」とは、主に無料で提供する予約システムサービスをいいます。
3. 「オプションサービス」とは、前号の「基本サービス」に付随して提供するサービスをいいます。

第2条（目的）

1. 本システムは、当社と加盟店が提携し、当社が本システムを利用する一般個人の利用者（以下「利用者」という）および加盟店に本システムによるサービスを提供することにより加盟店による利用者の利便性向上を図り、加盟店及び当社が共栄することを目的とします。
2. 前項の目的のため、当社と加盟店は互いに協力し、本システムの利用者の拡大を図り、利用者に本システムのサービスを提供するものとします。

第3条（定義）

本約款において以下の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるとおりとします。

- （1）当社と加盟店間の本約款およびこれらに付帯するその他一切の規程等を「本約款等」という。
- （2）本システムの商標及びウェブサイトデザイン・ロゴ等を「商標等」という。
- （3）本システムを利用する一般個人の利用者を「利用者」という。
- （4）本システムの予約登録画面等により利用者から提供される利用者の住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・メールアドレス等を「属性情報」という。
- （5）利用者の本システム利用により当社に蓄積される情報を「予約情報」という。
- （6）本約款等に基づいて生ずる、加盟店と当社との個別加盟店契約を「本契約」という。

第4条（加盟店）

1. 加盟店とは、本約款に基づき当社の本システムのサービス及び当社ブランド(商標等)の貸与を受けることを希望し、加盟店としての申し込みをし、当社の承認を得て本システムのサービスおよび当社ブランドを利用できる加盟店となり、当社に加盟店として登録された者をいいます。
2. 加盟店申込者は、当社の指定する手続きに基づき加盟申し込みを行うものとします。申込の際における当社への個人情報の提供は任意です。ただし、個人情報の提供がない場合、一部サービスがうけられない場合があります。
3. 加盟店申込者は、当社へ提出する加盟手続きに要する書類およびウェブサイト上の入力フォームを通して真

実を申告し、虚偽の申告をしてはなりません。虚偽の申告内容を原因として紛争・訴訟等が生じた場合、加盟店は自己の責任と費用負担でこれを処理し、当社に迷惑・損害を及ぼさないものとします。申込に際しては本条 5 項に掲げる事項その他、当社が申込を審査するにあたってその適格性を判断するために関連し、または必要なすべての情報を提供するものとします。

4. 加盟店となった申込者は、インターネット回線を通して、本システムを利用することができます。
5. 本システム利用対象は日本国内に所在する店舗とします。
6. 当社は、加盟の申し込みをした者が以下に該当する場合、申し込みをお断りすることがあります。
 - (1) 業種が募集対象外である場合
 - (2) スナック・バー・キャバレー等の遊興飲食店、風俗営業店である場合
 - (3) 年間の営業日数が概ね 250 日以下の場合
 - (4) 経営者または関係者が反社会的組織と関わりのある場合
 - (5) 営業内容が宗教・政治・マルチ商法等に関連している場合
 - (6) 募集対象外の地域で営業している場合
 - (7) その他加盟店として不相当と判断された場合
6. 加盟店は、当社の本システムの加盟店であることの標示を、顧客が認識できるよう当社が別途定める基準により店舗内外に掲示しなければならないものとします。
7. 加盟店が本システムを利用するに際し、クレジットカード決済など、当社以外の事業者と加盟店間の直接契約の必要が生じるときのあることを、加盟店はあらかじめ承諾します。この場合、加盟店はその契約をしなければならず、契約をしない場合に本システムの利用契約の効力を失うことがあることを、加盟店はあらかじめ承諾します。
8. 加盟店情報は、当社が定める代理店を通じて収集されることがある事を加盟店はあらかじめ承諾します。その代理店と当社は、個人情報保護に必要な契約を締結します。

第 5 条（提携）

1. 当社及び加盟店は、本約款等の定めにより当社が加盟店専用の予約画面を動的に表示し、本システムによるサービスを提供することを合意します。
2. 加盟店専用の予約画面を表示する権利及び所有権は当社に帰属し、利用者との間において当社が本システムの提供主体となります。
3. 当社及び加盟店は、提携して利用者に本システムによるサービスを提供します。また、それに必要な業務は当社と加盟店とが本約款等に基づいて行うものとします。
4. 当社及び加盟店は、本システムによるサービスの提供及びそれに付随する業務に必要な範囲に限り、相手方の商号及び商標等を相互に利用することができるものとします。但し、利用に際しては事前に相手方の承諾を得るものとします。

第 6 条（属性情報の帰属）

1. 属性情報に関する一切の権利は当社に帰属するものとします。ただし、加盟店が加盟店専用の予約画面を通じ取得した利用者の属性情報についての権利は、当該利用者の利用した加盟店と当社の両者に帰属するものとします。
2. 加盟店の属性情報の管理者は、特に定めのない場合は加盟店情報登録フォームに入力された代表者・経営者となります。加盟店情報登録フォームが当社への情報管理者届け出を兼ねるものとします。
3. 加盟店および情報管理者は、利用者のプライバシー保護に十分注意を払い、属性情報の複製及び当社以外の

第三者への貸与・売却・開示等を行ってはなりません。但し、民事訴訟法・刑事訴訟法・その他の法令に基づき開示請求を受けたときはこの限りではありません。

4. 加盟店及び情報管理者は、善良なる管理者としての注意義務をもって利用者の属性情報を管理するものとし、属性情報が外部に流出する、不当に改ざんされるなどのトラブルを引き起こさないよう、管理ルールを整備し安全対策を実施するものとします。また加盟店および加盟店関係者より属性情報等が外部に流出する、不当に改ざんされるなどの事由によりトラブルを引き起こした場合の責は加盟店が負うものとします。
5. 加盟店及び情報管理者は、属性情報に関する個人の権利を尊重し、利用者が自己の個人情報の開示・訂正・削除等を求めたときは、合理的な期間・妥当な範囲内でこれに応じるものとします。
6. 加盟店は、利用者および当社とあらかじめ合意した利用目的の範囲内において属性情報を利用するものとします。
7. 加盟店及び当社は、利用者より加盟店情報の送付・配信等の営業案内、その他属性情報の利用について中止の申し出があった場合、当該利用を中止するものとします。
8. 本条前2項から7項に従って利用者の属性情報が適切に管理されていることを確認するため、当社には加盟店に対する属性情報管理状況の調査権があることとします。なお、当社が現場調査を行う場合は、当該加盟店に事前に通知するものとします。

第7条（予約情報の帰属及び提供）

予約情報の管理業務については、前条第1項から8項における「属性情報」を「予約情報」と読み替え、準用するものとします。

第8条（販売機器等）

1. 当社は、加盟店に対し加盟店が利用者に本システムの別途サービスを提供することが必要な場合には、販売機器（以下「販売機器等」という）を販売するものとします。
2. 前項の販売機器等については、別途定めるとおり、該当する加盟店にのみ販売されるものとします。
3. 販売機器等の料金は、別途定める方法により当社に支払われるものとし、いかなる理由があっても料金の払い戻しは行わないものとします。
4. 販売機器等の加盟店への受渡後、販売機器の滅失・毀損・紛失・盗難等並びに販売機器利用によって生じる損害等についての責を当社は負わないものとします。また加盟店はこれを承認するものとします。
5. 当社は、加盟店に販売機器等を納品後より7日以内に故障品の返品があった場合は、速やかに交換品を発送するものとし、交換品に関しては当社の負担とします。なお、納品から7日経過以降の故障に対して当社は一切、その責を負わないものとします。

第9条（当社が利用者に提供するサービス）

当社が約款に基づき利用者に提供するサービスは以下のとおりとします。当社は、利用者に提供するサービスを予告なしに変更することがあり、加盟店はこれをあらかじめ承諾します。

- (1) 利用者が本システムを利用して加盟店のサービスを受ける時間、コース・メニュー等の予約を申し込むこと。
- (2) 利用者が本システムから配信されるEメール、予約画面により予約時刻および内容の確認を行うこと。
- (3) 利用者が本システムから配信されるEメール、予約画面により予約時刻および内容の変更を行うこと。
- (4) 利用者が本システムから配信されるEメール、予約画面により予約の取消しを行うこと。
- (5) 利用者が当社の発行する情報誌等により、加盟店及び当社の情報を受けること。

- (6) 利用者が携帯電話・パソコン等の通信機器を利用し、当社の運営するインターネット上のサイトにおいて、加盟店情報及びその他の情報を受けること。
- (7) 利用者が当社のダイレクトメール発送サービスにより、加盟店および当社並びに当社が認める第三者の情報を受けること。
- (8) 利用者が本システムから配信される E メール、予約画面により加盟店および当社並びに当社が認める第三者の情報を受けること。
- (9) 利用者がその他当社が別途定めるサービスの提供を受けること。

第 10 条 (加盟店が利用者に提供するサービス)

加盟店が本約款等に基づき利用者に提供するサービスは以下のとおりとします。

- (1) 利用者に予約情報に基づき、加盟店が別途定めるサービスを提供すること。
- (2) 利用者に予約情報に基づき、加盟店が別途定めるサービスを提供するための時間と場所および施術担当者確保すること。
- (3) 利用者に当社が別途定める方法により加盟店情報を提供すること。
- (4) 利用者にその他加盟店が別途定めるサービスを提供すること。

第 11 条 (当社が加盟店に提供するサービス)

- 1. 当社が本約款等に基づき加盟店に提供する本システムのサービスの内容は以下のとおりとし、加盟店が当社に支払う利用料金は別途定めるとおりとします。
 - (1) 加盟店が当社の定める範囲内で、本システムを利用すること。
 - (2) 加盟店に当社の運営するインターネット上のサイトで、ホームページの掲載サービスを提供すること。
 - (3) 加盟店に自店に帰属する利用者の属性情報・予約情報をインターネット上の加盟店専用管理画面における閲覧により提供すること。
 - (4) 加盟店に当社および当社が認める第三者より、本システムをより活用出来る様にするための情報・店舗運営情報等、加盟店にとって有益な情報等をダイレクトメール・メール等で提供すること。
 - (5) 加盟店にその他当社が別途定めるサービスを提供すること。
- 2. 加盟店は、当社の都合により前項(4)(5)の無料サービス、有料サービスが受けられない場合があっても、異議を申し立てないものとします。

第 12 条 (第三者が提供する商品・サービス等)

- 1. 本サービスに関連して提供される商品・サービス等のうち、当社ではない第三者(以下、「提供主」という)によってその提供が行われている場合には、当該商品・サービス等の提供に係る売買契約、サービス提供契約、その他付随する契約の一切は、提供主が提示する規定及び条件に基づき、提供主と利用者の間で成立します。
- 2. 利用者と提供主との間で成立する契約については、当社はその成立、履行、解除その他について何らの義務及び責任を負いません。

第 13 条 (第三者の商品・サービス等の広告)

- 1. 当社は、提供主の商品・サービス等に関する情報(広告・宣伝を含む)を、当該商品・サービス等を取扱う販売会社や提供会社から提供された資料に基づいて、電子メールやホームページでの記載などの伝達手段により、利用者に配信することができます。

2. 当社は、提供主の商品・サービス等の広告・宣伝・その他の情報等の内容の正確性に関して、何ら責任を負いません。

第 14 条（苦情処理等）

1. 第 10 条に定める加盟店が利用者に提供するサービスおよび加盟店の行為に起因して利用者からクレームがあった場合は、利用者と加盟店との間で解決するものとします。
2. クレームの原因が当社に起因される場合については、当社が解決するものとします。
3. クレームの原因が加盟店又は当社のいずれにも特定できない場合については、加盟店と当社が協力の上解決するものとします。

第 15 条（加盟店情報の提供）

1. 加盟店と当社は、利用者の利便性の向上および利用促進と加盟店の販売促進を図るため、本約款第 10 条（3）に定める加盟店情報を、本約款第 9 条（5）（6）（7）（8）（9）等の手段をもって、利用者に随時提供するものとします。
2. 当社が加盟店より受け取った住所や電話番号等の情報の内容についての責任は全て加盟店が負うものとし、加盟店は当社が一切の責を負わないことを承諾します。
3. 本条の加盟店情報の提供に要する加盟店の利用料金負担額はサービス毎に別途定めるとおりとします。

第 16 条（加盟店情報の禁止事項）

1. 加盟店は、前条の加盟店情報の提供が下記に該当しもしくはその恐れがあるときは、当該情報は提供できません。加盟店の提供する情報により第三者との間で紛争・訴訟等が生じた場合、加盟店は自己の責任と費用負担でこれを処理し、当社に迷惑・損害を及ぼさないものとします。本条にいう第三者とは、当社及び当該情報を提供する加盟店以外の全てをいいます。
 - （1）公序良俗に反する場合
 - （2）犯罪的行為に結びつく場合
 - （3）第三者の著作権等の権利を侵害する場合
 - （4）第三者の財産・プライバシー等を侵害する場合
 - （5）その他法律・法令等に反する場合
 - （6）第三者に不利益を与える場合
 - （7）第三者を誹謗中傷している場合
 - （8）政治活動目的の情報と思われる場合
 - （9）宗教活動目的の情報と思われる場合
 - （10）未成年者に対し悪影響があると判断される場合
 - （11）倫理観・道徳観に欠け、第三者に不快感を与える場合
 - （12）その他当社の運営を妨げる場合、または当社が好ましくないと判断する場合
2. 加盟店情報が前項に該当すると当社が判断した場合、当社は当該加盟店情報を削除することができるものとします。

第 17 条（加盟料）

加盟店の支払う本システムの加盟料は無料とします。

第 18 条（月額基本料）

加盟店の支払う本システムの月額基本料は無料とします。

第 19 条（有料サービス）

1. 加盟店は、本約款の定めにしたがって、本システムの料金を支払うものとします。
2. 当社は、本システムの利用料金の詳細を電子メールの送信、ホームページへの掲載等の方法により告知するものとします。
3. 当社は、キャンペーン、イベント等を実施することがあり、この場合、一時的に料金を変更することができるものとします。

第 20 条（その他の費用）

1. 加盟店が本システムの有料サービスの利用を申し込むことにより発生する費用の金額および支払方法は、当社が別途定めるとおりとします。支払に要する費用は加盟店の負担とします。
2. 本サービス利用に際して必要となる通信機器、電子機器、その他の設備資材の取得に要した費用および都度発生する通信料、通話料等は全て加盟店が自己の責任で負担することとします。
3. 本約款等に定めのない諸経費の負担については、当社と加盟店が都度協議の上定めるものとします。

第 21 条（遅延損害金）

加盟店が支払うべき債務に関し支払期日を超えても支払わなかった場合、加盟店は当社に対し、支払期日の翌日より支払済みまでの間について、年率 14.6%の割合の遅延損害金を支払うものとします。

第 22 条（停止）

加盟店が本システムのイメージを傷つけるような行為を行った場合または第 27 条 1 項各号に該当する行為を行った場合、当社は当該加盟店に対して、本システムの利用を停止することができるものとします。

第 23 条（守秘義務）

1. 加盟店は、本契約等に関連して知り得た相手方（当社、当社の関連会社、または本契約に付随して加盟店と取引関係に入った者）固有の業務と技術上の機密並びに属性情報、取引情報等について、第三者に漏洩、開示、処分その他本契約等の目的以外に利用してはならないものとします。
2. 前項の規定は、契約終了後も継続するものとします。

第 24 条（届け出事項の変更）

1. 加盟店は、当社に届け出た営業の内容・商号・代表者等の経営の主体・所在地・情報管理者・担当者等届け出内容に変更の生じた場合、当社の指定する様式により、直ちに当社に届け出るものとします。
2. 前項の届け出を怠ったため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着もしくは到着しなかった場合は、当然到着すべき時に到着したものとみなします。

第 25 条（契約期間）

加盟店の有効期間は、本システムの加盟店となり、本システムの運用開始の日より 1 年間とします。但し、加盟店または当社から更新拒絶通知のないときは、本約款等の契約はさらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。

第 26 条（加盟店が行う解約手続き）

1. 加盟店は、当社の定める手続きに従い、いつでも解約することができます。ただし、解約するためには、解約を申し出るときまでに、当該加盟店資格を用いて利用する全ての加盟店向けサービスの契約を解除している必要があります。
2. 加盟店は、解約によっても、解約時点において既に発生している加盟店向けサービスの利用料金、解約手数料およびその他の債務の履行を免れないものとし、加盟店は、当社の請求に従ってこれらを支払うものとします。
3. 当社は、加盟店が解約したことに關して加盟店、その他第三者に生じた損害その他一切の結果について、何ら責任を負わないものとします。

第 27 条（システム利用停止・本契約解除）

本約款第 25 条・第 26 条の規定にかかわらず、加盟店が下記事項の一つにでも該当した場合には、当社はいつでもシステム利用停止並びに本契約を解除できるものとします。この場合、加盟店は当社に損害ある時は当該損害を賠償するものとし、また、当然に当社に対する債務について期限の利益を喪失します。

- (1) 本約款等にもとづき当社に支払う代金の支払いを、支払日に支払わなかったとき。
- (2) 本約款等の各条項の一つにでも違反したとき。
- (3) 経営者・使用人または関係者が本システムを不正に利用し、またはこれらに關与する等の事態があったとき。
- (4) 差押・仮差押・仮処分・公売処分・租税滞納処分等の公権力の処分を受けたとき。
- (5) 破産・民事再生・会社整理・会社更正・または特別清算の手続きを申し立てられ、もしくは自らこれらの申し立てをしたとき。
- (6) 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取り消しの処分を受けたとき。
- (7) 資本の減少・営業の譲渡、廃止または解散の決議をしたとき。
- (8) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡りを出すなど支払不能の状態に陥ったとき。
- (9) 大株主の異動・代表者の変更その他経営の実態が変わり、信頼関係を阻害する要因となったとき。
- (10) 加盟店申し込み時の記載内容に虚偽のあったことが判明したとき。
- (11) 本約款第 4 条第 6 項に該当することが判明したとき。
- (12) 本システムの利用が 1 年間以上無く、加盟店として不相当と認められるとき。
- (13) 利用者の評価が著しく低く、加盟店としてふさわしくないと認められるとき。
- (14) その他、信頼関係の破壊または信用状態の悪化、もしくはその恐れがあると認められるとき。

第 28 条（契約終了後の措置）

1. 本システムを通じて当該加盟店の収集した利用者の属性情報は、本契約が終了した場合であっても、当社と当該加盟店の両者に帰属するものとします。加盟店は、作成・保管中の利用者の属性情報を自己の責任において万が一にでも個人情報流出しない形式にて破棄または保管するものとします。この場合、加盟店は当該各利用者に対し、以下の事項を通知するものとします。
 - (1) 当社との加盟店契約が終了したこと。
 - (2) 今後、利用者の属性情報は当社と加盟店のそれぞれの責任管理下に置かれること。
 - (3) 加盟店または当社は、利用者の希望または退会手続きにより、利用者の属性情報を削除すること。

2. 本契約終了後、加盟店は予約情報の利用を中止し、当該情報を直ちに当社に返却するものとします。この場合、守秘義務については、本契約終了後も同様とします。
3. 本契約終了後、当社は当社の運営するインターネット上のサイトにおける当該加盟店のホームページを、削除するものとします。
4. 本契約終了後、加盟店は、当社の名称や商標を使用するなど、当社に関わる一切の行為をしてはなりません。
5. 加盟店は当社に対し、名目の如何を問わず、金員その他の請求をすることはいっさいできないものとします。

第 29 条（利用期間と基本プランの解約）

1. 加盟店は、基本プランの解約を希望する場合、当社の指定する方法をもって、当社に対し、解約の申し込みをするものとします。
2. 前項の規定により、基本プランが解約されたときは、その日をもって、当該基本プランに付随して提供されているオプションサービスも全て解約されるものとします。
3. 加盟店は、基本プランの解約日として、解約を申し込む日の翌月以降の各月末日を指定することができるものとします。当社は、解約日として指定された日までをサービスの利用期間とみなし、本規約に別段の定めがある場合を除き、加盟店にサービスを提供するものとし、加盟店は、当該指定日までの期間について、利用料金を支払うものとします。
4. 前項にもかかわらず、加盟店は、やむを得ない理由があるときは、前項に定める解約日として指定できる日以外の日において基本プランの利用を停止することを求めることができるものとします。当社がこれを認めた場合、基本プランの利用に関する契約は、当該基本プランの提供を停止した日の属する月の末日をもって解約されるものとします。ただし、加盟店が基本プランの停止を希望した日が、その申し出をした日と同じ月に属する場合、解約日は、申し出をした日の翌月末日とみなします。
5. 前 2 項の定めにより基本プランの提供を停止した場合でも、当社は、既に支払われた利用料金の精算は行わないものとし、利用料金の払戻等は一切行わないものとします。

第 30 条（オプションサービスの解約）

1. 第 1 条に定めるオプションサービスについては、第 4 条 2 項に定める利用契約の成立日の翌月から起算して、3 ヶ月後の末日までの期間を、最低利用期間とします。加盟店が、複数のオプションサービスを利用している場合、その最低利用期間はオプションサービスに個別に算定されるものとします。なお、当社が、別途、利用料金の減免等を行う期間（以下、「特典期間」という）を定めたときは、当該特典期間が終了した月の翌月から起算するものとします。但し、利用申込時に、本規約第 31 条（支払方法）3 項に定める複数月払いにより利用料金を支払う旨を指定し、その支払を完了したときは、当該特典期間の初日から起算するものとします。
2. 加盟店が、当社へオプションサービスの解約を申請する場合、解約を申請する日の翌月以降の各月末日を、オプションサービスの解約日として指定することができるものとします。当社は、加盟店が指定する日までオプションサービスを提供するものとします。
3. 前項にもかかわらず、加盟店は、やむを得ない理由があるときは、前項に定める解約日として指定できる日以外の日においてオプションサービスの利用を停止することを求めることができるものとします。当社がこれを認めた場合、オプションサービスの利用に関する契約は、当該オプションサービスの提供を停止した日の属する月の末日をもって解約されるものとします。ただし、加盟店がオプションサービスの停止を希望し

た日が、その申し出をした日と同じ月に属する場合、解約日は、申出をした日の翌月末日とします。

4. 前項の定めによりオプションサービスの提供を停止した場合でも、当社は、その解約日までの利用期間にかかる利用料金の精算は行わないものとし、当該期間の利用料金の払戻等は一切行わないものとしします。
5. 加盟店は、最低利用期間内において、基本プランを解約したときは、当社が別途定める解約手数料を支払うものとしします。
6. 本条第1項及び第5項の定めは、別途当社が指定するときは、適用されないものとしします。

第31条（支払方法）

1. 加盟店は、以下の方法のうち、いずれかの方法により、当社に利用料金を支払うものとしします。振込手数料、分割払い手数料等は、加盟店が負担するものとしします。
 - (1) 銀行振込による支払
 - (2) クレジットカードによる支払
2. 加盟店は、毎月末日までに翌月分の利用料金を支払うものとしします。但し、初期料金等は、当社が別途定める期限までに支払うものとしします。
3. 前項にもかかわらず、加盟店は、別途当社が指定する月数及び方法によって、複数月払いにより利用料金を支払う期間（以下、「支払期間」という。）を指定することにより、支払期間の末日までの利用料金を一括して支払うことができるものとしします。
4. 加盟店は、前項に定める複数月払いにより利用料金を支払った場合において、支払期間の最終月の末日までに、当社が別途定める方法により、以降の月における支払方法を指定するものとしします。
5. 加盟店は、本条3項に定める複数月払いを選択した場合において、ある支払期間の末日以降の月における利用料金の支払いについて、同一の支払期間による複数月払いを継続することを希望するときは、別途当社が指定する方法により当社に届け出ることにより、前項の指定を省略することができるものとしします。
6. 加盟店は、前項の届出をした場合において、前項の複数月払い継続を取りやめるとき、又は、支払期間の変更を希望するときは、当社が定める指定の期日までに、別途当社が指定する方法により届け出るものとしします。
7. 加盟店が、本条第4項及び第6項の指定をしないとき、又は、指定にしたがって利用料金を支払わないときは、当社は、何ら催告、通知等を行うことなく、本サービスの提供の停止、加盟店資格の取消、その他必要な措置をとることができるものとしします。これらの措置により、加盟店又は第三者に生じた損害等について、当社は何ら責任を負わないものとしします。
8. 当社は、利用料金の請求およびその明細を、請求担当者として加盟店が届け出たメールアドレス宛に、電子メールで通知するものとし、書類の郵送等の方法での通知は行わないものとしします。ただし、特に、加盟店が希望したときは、書類の郵送等の方法をとることがあるものとしします。この場合、加盟店は、当社の指定する請求書発行手数料を支払うものとしします。
9. 前項の定めにもかかわらず、加盟店が、クレジットカードにより利用料金を支払う場合には、利用料金の請求書およびその明細、領収書の発行は行わないものとしします。

第32条（免責）

1. 当社は、次に掲げた各号の他、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、本システムの利用で発生した、加盟店・利用者または第三者の損害について、その一切の責を負いません。
 - (1) 天災・地変・水害・風害並びに不可抗力により生じた被害に関する損害
 - (2) 機器の故障及びシステム障害等により生じた損害

- (3) 加盟店・加盟店の従業員および加盟店の関係者の行為により生じた損害
 - (4) 当社の設置した設備に関する犯罪行為により生じた損害のうち、当社の責に帰すことのできないものもしくは不可抗力によるもの
 - (5) 加盟店が本約款等に違反したことにより発生した損害
2. 加盟店に提供されるサービスのうち、当社以外の事業者から提供されるサービスに起因して生じた加盟店・利用者または第三者の損害について、当社はその一切の責を負いません。

第 33 条（権利の譲渡）

加盟店は、本約款等により生じる権利・義務および加盟店としての地位について、譲渡・質入れ・賃貸その他の処分をすることはできません。

第 34 条（加盟店資格の承継）

1. 加盟店資格は、相続により相続人に承継されるものとします。
2. 加盟店資格を相続した者は、当社に対し速やかに当社の指定する方法により、承継の事実および当社の指定する事項を届け出なければなりません。
3. 前項の場合、加盟店資格を相続した者は、加盟店資格の取得手続きも併せて行うものとします。

第 35 条（委託・再委託）

当社は、楽マチ・予約システム及びウェブサイト内の運営の全部又は一部を、第三者に委託することができます。また、受託者はさらに委託することができます。

第 36 条（約款の変更）

当社は本約款を変更することができるものとし、当社は事前にインターネット上の当社の運営するサイトにおいて告知するものとし、また、加盟店の権利内容に大幅な変更を加える内容の約款変更についても、加盟店が本約款変更後に本システムを利用した場合、当社は当該加盟店が本約款の変更を承認したものとみなします。

第 37 条（本システムの終了）

当社のやむを得ない事情により本システムの運用を終了する場合、当社は 30 日前に前条と同様の手段により告知するものとし、本契約は本システムの終了日に終了するものとし、この場合、本約款第 26 条が適用されるものとし、

第 38 条（運営者の変更）

運営者の変更がなされた場合、本約款等の契約及び債権債務の全ては新運営者に引き継がれるものとし、加盟店はかかる地位の承諾を予め異義なく承諾するものとし、

第 39 条（重畳的適用）

加盟店に提供される本システムのサービスのうち、合同会社スモールメディア以外の事業者から提供されるサービスに関し、加盟店は当該事業者が別途定める諸規定も遵守するものとし、

第 40 条（損害賠償）

加盟店が本約款等に違反し当社に損害を与えた場合、加盟店はその損害を賠償する責を負うものとし、また、

利用者および第三者に損害を与えた場合は、加盟店は全ての責任と費用を負担し処理解決するものとします。本規程は契約終了後も継続するものとします。

第 41 条（印紙税等）

当社が別途提供する有料サービス等に関する印紙税等は、加盟店と当社が折半の上これを負担するものとします。加盟店は負担すべき金額を当社に支払うものとし、加盟店の負担すべき印紙税額と当社が負担すべき印紙税額を併せた上で、当社が印紙税等を納付するものとします。

第 42 条（合意管轄裁判所）

本約款等について紛争が生じた場合、合同会社スモールメディアを管轄する東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第 43 条（特記事項）

本システムは、加盟店の売上の増大や顧客の拡大・確保を保証するものではありません。

第 44 条（協議事項）

本約款等に定めのない事項及び本約款等の条項に疑義が生じた場合、当社と加盟店双方は誠意をもって協議解決するものとします。

第 45 条（個別条件）

以上の条件とは別に、加盟店と当社の間で特別の条件を付する場合があります。

以上

附 則

この約款は 2008 年 12 月 10 日から実施します。

附 則

この約款は 2018 年 9 月 14 日から改訂実施します。